

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月13日

京都市長 門川 大作

京都市規則第67号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第15条第3号イ中「第7条第5項第4号リ」を「第7条第5項第4号ヌ」に改め、同条第4号イ中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改める。

第14号様式（第3面）中「第7条第5項第4号リ」を「第7条第5項第4号ヌ」に改め、同様式注6及び7中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改め、同注8中「第7条第5項第4号リ」を「第7条第5項第4号ヌ」に改める。

第17号様式（第2面）中「第7条第5項第4号リ」を「第7条第5項第4号ヌ」に改め、同様式注3及び4中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改め、同注5中「第7条第5項第4号リ」を「第7条第5項第4号ヌ」に改める。

第21号様式（第2面）中「第7条第5項第4号リ」を「第7条第5項第4号ヌ」に改め、同様式注2及び3中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改め、同注4中「第7条第5項第4号リ」を「第7条第5項第4号ヌ」に改める。

第22号様式（第2面）及び（第3面）中「第7条第5項第4号リ」を「第7条第5項第4号ヌ」に改める。

第23号様式注2及び3中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

（環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課）